

平成14年2月21日

お 知 ら せ

担当課	岡山河川工事事務所 調査設計課
担当者	吉田
内線番号	351
代 表	223 - 5101

旭川流域委員会準備会（第1回）の開催について

1. 趣旨：別紙 参照
2. 委員構成：学識経験者、弁護士、マスコミの方々に組織【別紙 参照】
その他、オブザーバーとして行政関係者および河川管理者
3. 開催回数：今年度に数回程度開催予定
4. 第1回準備会の開催日時・場所
日 時：平成14年2月22日（金）9時～12時
場 所：ホテルサンルート岡山 2階備前の間
5. 参考：関連河川法条文【別紙 参照】

別紙 流域委員会準備会の趣旨

平成9年の河川法改正により、河川管理者は河川整備の長期的な計画の基本となるべき事項（河川整備基本方針）と、今後20～30年間の具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）を定めることになりました。

中国地方整備局は、「旭川河川整備計画案（直轄管理区間を基本）」の策定にあたり、同整備計画の原案及び関係住民意見の反映のあり方について審議を行う「旭川流域委員会」の設置を予定しています。

流域委員会設置にあたり、旭川では流域委員会のあり方（構成、メンバー等）について、学識経験者等から提言を受けるため、「旭川流域委員会準備会」を設置します。

流域委員会準備会の役割は次のとおりです。

- 流域委員会の構成（部会の設置等）の提言
- 流域委員会（各部会も含む）メンバーの選定
- 関係住民等の意見聴取方針の提言

別紙 委員一覧表

職 名	氏 名 (敬称略、50音順)	専 門
弁護士	うさみ えいじ 宇佐美 英 司	法律
岡山大学文学部教授	うちだ かずこ 内 田 和 子	地理・防災
川崎医科大学生物学教授	さとう くにやす 佐 藤 國 康	生物
山陽新聞社論説委員	たなか しゅういち 田 中 収 一	マスコミ
岡山大学環境理工学部助教授	たにぐち まもる 谷 口 守	都市計画
岡山大学環境理工学部教授	なごう ひろし 名 合 宏 之	河川工学
岡山大学文学部教授	ひさの のぶよし 久 野 修 義	人文・歴史
	計 7名	

事務局：国土交通省岡山河川工事事務所

別紙 関連河川法条文

(河川整備基本方針)

- 第 16 条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施及び河川の維持(次条において「河川の整備」という)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。
- 2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。
 - 3 建設大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事が統括する都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 河川管理者は、河川基本整備方針を定めたときには、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

(河川整備計画)

- 第 16 条の 2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。
- 2 河川整備計画は河川整備基本方針に即し、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講じるように特に配慮しなければならない。
 - 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験者を有する者の意見を聴かねばならない。
 - 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるため必要な措置を講じなければならない。
 - 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村の意見を聴かねばならない。
 - 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

